

# いじめ対策必携





<sup>令和 3 年 3 月改訂</sup> **鹿児島県教育委員会** 

いじめ対策等 に関するさまざ まな情報を入手 できます。

#### はじめに

県教育委員会では、いじめ防止対策推進法、文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」を踏まえて、平成29年10月に「県いじめ防止基本方針」を改定し、学校における対応や関係機関等との連携など、いじめの防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点で整理し直したところです。

この度,「いじめ対策必携」を県いじめ防止基本方針を踏まえた内容として見直し, 加筆して再発行することとしました。

いじめの問題の解決のためには、各学校で直接児童生徒と接している一人一人の 教職員はもちろん、児童生徒がいじめの撲滅に向けて積極的に取り組み、具体的に 行動することを通して、学校を挙げて家庭や関係機関等と連携した対応を徹底する ことが何より大切です。

この「いじめ対策必携」が各学校において、職員研修などの資料として活用されるとともに、市町村の基本方針や学校の基本方針とも照らして、具体的な行動計画として活用されることを期待しています。

具体的には、次のような活用が考えられます。

#### ○ 校内研修等での活用

- ・ 年度始めや学期始めに、県や各学校のいじめ防止基本方針について、教職員 の共通理解を図る。
- ・ 各学校の未然防止,早期発見・早期対応のための具体的な取組について共通 理解を図る。
- ・ 学期末や年度末に、取組状況を振り返り、次年度や学期の計画に生かす。

#### ○ いじめ問題が起こった場合の活用

- ・ いじめの問題への対応体制を確認し、組織として対応する。
- ・ いじめられている子ども、いじめている子ども等ごとに、具体的な対応の共 通理解を図る。

#### ○ 日常的な活用

· 子どもの表情や様子を観察する観点として活用する。

#### 令和3年3月

# - 目 次 -

1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2 いじめに対する本県の基本的認識・・・・・・・・・・2
3 いじめの態様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3         (1) 具体的ないじめの態様(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 いじめられている子どもの出すサイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5 いじめが起きた場合の組織的対応・・・・・・・8         ・ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・・・・・8         ・【参考】学校における組織的ないじめ対応の流れ・・・・・9         ・ 学校における「いじめに対する措置」・・・・・・10
6 いじめが起きた場合の子どもや保護者への対応例・・・・・・・・・・11
7 重大事態       12         (1) 重大事態とは       12         (2) 重大事態と扱った事例       12         (3) 重大事態対応フロー図(学校用)       13
<ul> <li>8 各学校におけるいじめの問題への対応体制の確立・・・・・・・・・・・14</li> <li>・【参考1】各学校におけるいじめの問題への取組に関するチェックリスト15</li> <li>・【参考2】スクールカウンセラーを活用しましょう・・・・・・・・16</li> <li>・【参考3】スクールソーシャルワーカーを活用しましょう・・・・・・・17</li> <li>9 いじめの問題をはじめとする問題行動を起こす児童生徒に対する指導・・・18</li> </ul>
<ul><li>【参考4】体罰禁止の徹底について ············19</li></ul>
・ 【参考5】いじめの問題に関する警察との連携について ・・・・・・19
10 「ネット上のいじめ」への対応 ・・・・・・・・・・20
11 本県のいじめの状況 ・・・・・・21
12 参考資料等 (URL) · · · · · · · · 22
13 主な相談機関の室内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

#### 1 いじめの定義

#### 「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)(抄) (定義)

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係<sup>注1</sup>)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響<sup>注2</sup>)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条 に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支 援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- 注1) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、 塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児童 生徒と何らかの人的関係を指す。
- 注2) 「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

#### 「いじめ解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットトラブルも含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

#### 2 いじめに対する本県の基本的認識

(平成22年4月県教委「生徒指導に関する取組の徹底について(通知)から抜粋)

- 1 本県においては、平成8年9月に、いじめを受けていた中学生が自殺するといった痛ましい事故が発生していることを、重く受け止めること。
- 2 いじめについては、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識をもち、無記名アンケート調査や個別面談など、児童生徒の状況を把握する機会を必ず定期的に設けること。

また、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で積極的な情報交換を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めたりすること。

- 3 いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り、迅速に誠意ある対応をすること。
- 4 いじめを認知した場合には、いじめられている児童生徒に対して、学校をあげて守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行うこと。
- 5 いじめを行った児童生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを十分理解させるよう、根気強く毅然とした指導を徹底するとともに、深刻な事態を招く可能性があると判断される場合には、必要に応じ、警察との連携を図るほか、小・中学校においては、出席停止の措置についても検討すること。
- 6 過去にいじめがあった事例については、該当児童生徒のその後の状況を十分把握し、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援すること。なお、いじめを行った児童生徒がいじめられる側となる、あるいは、いじめられている児童生徒がいじめを行う側となる可能性についても留意すること。
- 7 いじめ問題について、学校が年間を通して全員で取り組む契機となるように、 学期始めの早い時期に「いじめ問題を考える週間」を設定し、命の大切さやいじ め問題を主題とした授業等を実施したり、児童会・生徒会活動等を通じて、児童 生徒がいじめ問題に主体的に取り組むように促したりすること。
- 8 新年度の学級編制や転入に伴う友人関係の変化に留意し、 「いじめ対策必携」等を活用するなど、いじめの未然防止と 早期発見・早期対応に努めること。



#### 3 いじめの態様

#### (1) 具体的ないじめの態様(例)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる等
  - 不快に感じるあだ名をつけられ、しつこく言われる。
  - ・ 容姿や言動について,不快なことを言われる。
  - ・「消えろ」「死ね」「殺す」などと存在を否定される。

#### ○ 仲間はずれ、集団による無視をされる等

- ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
- わざと会話をしない。
- 席を離す、避けるように通る。



#### ○ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする等

- · 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
- ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。

#### ○ ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする等

- 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
- プロレスごっこ、ボクシングごっこ等と称して、暴力をふるう。

#### ○ 金品をたかられる等

- · 脅されてお金や品物を要求される。
- ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない。

#### ○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする等

- 靴を隠される。
- 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。

#### ○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする等

- ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
- ・ 人前で衣服を脱がされる。
- ・ 脅されて万引き等をさせられる。

#### ○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

- ・ SNS(LINE, フェイスブック, ツィッターなど) に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり, 個人情 報や見られたくない写真を掲載されたりする。
- いたずらや脅しのメールを送られる。
- SNSのグループからわざと外される。



# (2) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について (平成 25年5月 27 日鹿教議第 138号 「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について (通知)」より抜粋)

※いじめの態様	刑罰法規	事例			
ひどくぶつかられたり, 叩かれたり, 蹴られたり	暴 行 (刑法第 208 条)	同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴った りする。			
する。	傷 害 (刑法第 204 条)	顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負 わせる。			
軽くぶつかられたり,遊ぶふりをして叩かれたり,蹴られたりする。	暴 行 (刑法第 208 条)	プロレスと称して同級生を押さえつけ たり投げたりする。			
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされた	強 要 (刑法第 223 条)	断れば危害を加えると脅し, 虫を口に 入れさせる。			
り、させられたりする。	強制わいせつ (刑法第 176 条)	断れば危害を加えると脅し, 性器を触る。			
金品をたかられる。	恐 喝 (刑法第 249 条)	断れば危害を加えると脅し, 現金等 を巻き上げる。			
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨	窃 盗 (刑法第 235 条)	教科書等の所持品を盗む。			
てられたりする。	器物損壊等 (刑法第 261 条)	自転車を故意に破損させる。			
冷やかしやからかい,悪	脅 迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅す。			
口や脅し文句,嫌なこと を言われる。	名誉毀損,侮辱 (刑法第230条,231条)	校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて,「万引きをしていた」, 気持ち悪い, うざい, などと悪口を書く。			
パソコンや携帯電話等	脅 迫 (刑法第 222 条)	学校に来たら危害を加えると脅す メールを送る。			
で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	名誉毀損, 侮辱 (刑法第230条,231条)	特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。			
パソコンや携帯電話等 で、誹謗中傷や嫌なこと をされる。	児童ポルノ提供等(児童 買春,児童ポルノに係る 行為等の処罰及び児童の 保護等に関する法律第7 条)	携帯電話で児童生徒の性器の写真を 撮り、インターネット上のサイトに掲 載する。			

#### 4 いじめられている子どもの出すサイン

(1) 【いじめに気付く学校生活でのチェックポイント】

(※) 印は、無理にやらされている可能性のあるもの

	生活場面等	観祭の視点 (特に,変化が見られる点)	気になる 子ども
	朝の会	<ul><li>□ 遅刻,欠席が増える。</li><li>□ 出席確認の際,声が小さい。</li><li>□ 表情がさえず,うつむきかげん。</li></ul>	
	授業の 開始時	<ul><li>□ 涙を流した気配が感じられる。</li><li>□ 一人だけ遅れて教室に入る。</li><li>□ 忘れ物が多くなる。</li><li>□ 用具, 机, 椅子などが散乱している。</li><li>□ 周囲が何となくざわついている。</li><li>□ 席を替えられている。</li></ul>	
学校生	授業中	<ul> <li>□ 筆圧が弱くなる。</li> <li>□ 頭痛,腹痛などを頻繁に訴え,保健室によく行くようになる。</li> <li>□ ひどいアダ名で呼ばれる。</li> <li>□ いじりやからかいを受けている。</li> <li>□ 正しい答えを冷やかされる。</li> <li>□ 不まじめな態度で授業を受ける。(※)</li> <li>□ ふざけた質問をする。(※)</li> <li>□ グループ分けで孤立しがちである。</li> <li>□ テストを白紙で出す。(※)</li> </ul>	
活	休み時間	<ul> <li>□ 一人でいることが多い。</li> <li>□ わけもなく階段や廊下等を歩いている。</li> <li>□ 用もないのに職員室等に来る。</li> <li>□ 仲良しでない者とトイレに行く。(※)</li> <li>□ 遊びの中でいつも同じ役をしている。</li> <li>□ 集中してボールを当てられる。</li> <li>□ 遊びやゲームで負けることが多い。</li> </ul>	
	給食時	<ul><li>□ グループ分けで孤立しがちである。</li><li>□ 好きな物を級友に譲る。(※)</li><li>□ 食べ物にいたずらをされる。</li><li>□ その子どもが配膳すると嫌がられる。</li></ul>	
	清掃時	□ 目の前にゴミを捨てられる。 □ 人の嫌がる仕事を一人でする。(※) □ さぼることが多くなる。(※)	

	生活場面等	観察の視点 (特に,変化が見られる点)						
学	放課後	<ul> <li>□ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。</li> <li>□ 顔にすり傷や鼻血の跡がある。</li> <li>□ 用事がないのに残っている日がある。</li> <li>□ 他の子どもの荷物を持って帰る。(※)</li> <li>□ 部活動に参加しなくなる。</li> <li>□ 急いで一人で帰宅する。(※)</li> </ul>						
校生活	その他	□ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、やぶられたりしている。 □ 刃物など、危険な物を所持する。 □ 靴、傘など持ち物を隠される。 □ うつむきがちで視線を合わさない。 □ 寂しそうな暗い表情をする。 □ 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。 □ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 □ 教材費、写真代などの提出が遅れる。 □ 育業遣いが荒れた感じになる(※) □ 校則違反、万引きなど問題行動が目立つようになる。(※) □ くつ箱の中にいやがらせの手紙が入っている。 □ 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。						



# (2) 【いじめに気付く家庭生活でのチェックポイント】 ※子どもの小さな変化も見逃すことなく、おかしいなと思ったらすぐに声をかけ、学校に相談をしましょう。

	生活場面等	観察の視点 (特に,変化が見られる点)	気になる こと
	○表情・体調は?	<ul><li>□ 表情が暗くなり、何か考え事をしている。</li><li>□ 落ち着きがなくなり、おどおどする。</li><li>□ よくため息をつく。突然、涙を流す。</li><li>□ 理由をはっきり言わないアザ・傷がある。</li><li>□ 食欲がなく、元気がない。</li></ul>	
家	○友達は?	<ul><li>□ 友達と遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる。</li><li>□ 友達関係が変化している。</li><li>□ 知らない友達からの電話があり、不自然な外出が増える。</li></ul>	
庭生	○言動は?	<ul> <li>携帯電話・スマートフォンの着信音をとても気にする。</li> <li>急に無口になったり、「死にたい。」ともらしたりする。</li> <li>学習意欲をなくし、勉強が手につかない。</li> <li>朝になると体調不良を訴え、登校を渋る。</li> <li>「転校したい」等と言い出す。</li> <li>家庭から品物やお金を無断で持ち出す。</li> <li>言葉遣いが荒くなり、言うことを聞かない。</li> </ul>	
活	持ち物は?	<ul> <li>□ 買ったおぼえのない物を持っている。</li> <li>□ 与えた以上のお金を持っている。</li> <li>□ 帰宅した時,衣服の汚れや破れがある。</li> <li>□ 教科書やノートに落書きをされたり,破られたりしている。</li> <li>□ お金の使い方が荒くなり,使いみちを言わない。</li> <li>□ 持ち物が頻繁になくなったり,壊されたりする。</li> </ul>	
	○その他	<ul><li>□ 必ずフィルタリングを設定する。</li><li>□ 時々,子どものスマートフォン等の機器をチェックするなど,使い方を見守る。</li><li>□ 使ってもよい時間やサイトなどの家庭内のルールを決める。</li></ul>	

#### 5 いじめが起きた場合の組織的対応

# 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法 (平成 25 年法律第 71 号) (学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 <u>学校は</u>, 当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため, 当該学校の複数の教職員, 心理, 福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### ◆いじめの防止等のための基本的な方針(抄)

平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定 (最終改訂平成 29 年 3 月 14 日)

○ 学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると

個人で判断せずに、直ちに全 て当該組織に報告・相談する。 加えて、当該組織に集められ た情報は、個別の児童生徒ご となどに記録し、複数の教職 員が個別に認知した情報の集 約と共有化を図る。



## 学校における組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察,定期的な面談・県教委作成の「学校生活アンケート」, 県総合教育センター作成の「学校楽しぃーと」等を組み合わせて年 5 回以上実施 することにより早期発見に努力

# いじめの発見

#### ① 情報を集め組織的に共有する

教職員,児童生徒,保護者, 地域,その他から「いじめ対 策組織」に情報(アンケート 結果を含む)を集約

※ いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。



#### ② 指導・支援体制を組む

○ 「いじめ対策組織」で 指導・支援体制を組む

(校長のリーダーシップの下,生徒指導担当,学年主任,養護教諭,学級担任などの教職員,スクールカウンセラー.

弁護士,警察 OB などが参 画)



#### ③-1 子どもへの指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。
- いじめた児童生徒には、いじめは 人格を傷つける行為であることを理 解させ、自らの行為の責任を自覚さ せるとともに、不満やストレスがあっ てもいじめに向かわせない力を育む (ひどいいじめをした場合は警察に通 報し、補導・逮捕・保護処分により 更生させる)。
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

#### ③-2 保護者と連携する

○ つながりのある教職員(複数)を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

# 学校における「いじめに対する措置」

いじめを認知した担任等は、校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭等や同僚に相談し、学校としての対応策等を事前に構築して、それぞれの立場の子どもや保護者に対し、丁寧に対応していくことを前提とする。

# "決して一人で問題等を抱え込まない"



#### ※「抱え込み」が許されないことの法的根拠

- いじめの防止等のための基本的な方針(抄) 平成25年10月11日文部科学大臣決定(最終改訂平成29年3月14日)
- 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)の規定に違反し得る。

法第 23 条第 1 項は「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

#### 6 いじめが起きた場合の子どもや保護者への対応例

#### A. いじめられた子どもへの対応

- ① 「いじめられている子どもを守り 通す」という学校の姿勢を明確に示 す。
- ② 担任,養護教諭等の誰かが必ず相 談相手になることを理解させ,決し て一人で悩まず,できる限り誰かに 相談するように指導する。
- ③ 冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容するとともに、その子のよさを見つけ、認め、共感的に受けとめる姿勢で臨む。
- ④ いじめられていることによる心理 的影響にも配慮し、専門家等と連携 することも検討する。

#### 【その保護者に対して】

- 話合いの機会を早急にもつ。
- ② 誠意ある対応に心掛ける。
- ③ 学校が把握している事実について 伝えるとともに、家庭での様子につ いても語り合う。
- ④ 必要に応じて家庭訪問を行うな ど,解決するまで継続的に保護者と 連携を図る。
- ⑤ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応する。

#### C. 周りではやし立てる子どもへの対応

- ① はやし立てる行為は、いじめと同じ行為であることやいじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- ② はやし立てる行為を正当化しようとする言動(「見ていただけ」「自分だけじゃない」などと主張する子ども)には、それは許されない行為であることを十分に理解させた上で、対応する。

#### B. いじめた子どもへの対応

- ① いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。
- ② 何がいじめであるかなど,いじめ の定義や内容等について,しっかり と理解させる。
- ③ 当事者だけでなく, 周りの子ども からの情報も収集し, 実態を正確に 把握する。
- ④ 集団によるいじめも視野に入れて,集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ⑤ いじめた子どもの家庭や地域での 状況,人間関係や生活経験等につい ても把握しておく。
- ⑥ 場合によっては、警察等の協力や 出席停止措置を講じる。

#### 【その保護者に対して】

- 事実を正確に伝え、いじめられている子どもやその保護者の気持ちに 共感してもらう。
- ② いじめは絶対に正当化できないも のであることを毅然とした態度で示 す。
- ③ 担任等が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。

#### D. 見て見ぬふりをする子どもへの対応

- ① 自分が所属する集団内 (学級や部活動など)で起きているいじめは、全員に関係することであり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを認め、加担することにもつながることを理解させる。
- ② 「見て見ぬふりをする」行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係を築くこと等について指導する。

## 7 重大事態

詳細は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科 学省)に沿って対応する。

#### (1) 重大事態とは

- 生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
  - (法第28条第1項第1号に係る事態)
  - ・児童生徒が自殺を起図した場合 ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
- ・精神性の疾患が発症した場合等
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき ( 法第 28 条第 1 項 第 2 号に係る事態 )

「相当の期間」とは年間30日を日安とするが、児童生徒が一定期間、連 続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に着手。

- ※ 「重大な被害」とは、児童生徒の心情を踏まえて、判断していく必要がある。
- ※ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、 学校から市町村教育委員会に報告・相談し、対応する。

#### (2) 重大事態と扱った事例(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)

以下の表は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判 断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

#### 重大事態の事例

- 1 児童生徒が白殺を企図した場合
  - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- 2 心身に重大な被害を負った場合
  - リストカットなどの自傷行為を行った。
  - 暴行を受け、骨折した。
  - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
  - 殴られて歯が折れた。
  - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

  - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
  - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
- 3 金品等に重大な被害を被った場合
  - 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
  - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- 4 いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - 欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない。)当該校へ は復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む。)した。

※の事例については、通常このようないじめ行為があれば、児童生徒が心身又 は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉える。

#### (3) 重大事態対応フロー図 (学校用)

#### ア 重大事態の発生

文部科学省資料

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告地方公共団体(の長等に報告)
  - | 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 市町村長 | |県立学校 → 県教育委員会 → 知事
- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - ※ 児童生徒が自殺を企図した場合等
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
  - ※ 年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手
  - ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」
  - イ 学校の設置者 (市町村教育委員会)が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

市町村教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

#### ○ 学校の下に,重大事態の調査組織を設置

- 組織の構成は、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係 又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。
  - ※ 当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ・ 第 22 条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の 性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ○ 調査組織で,事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ※ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- · これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな 調査を実施。

#### ○ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供。
  - ※ 適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
- 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ○ 調査結果を学校の設置者に報告(※市長村教育委員会から市町村教育長等に報告)

- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた 児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者(市町村教育委員会)が調査主体の場合

○ 市町村教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

#### 各学校におけるいじめの問題への対応体制の確立

#### ○ 「児童生徒一人一人に,お互いがよさを認め合い,集団の一 員として協力し合える人間関係を育む」ための教育活動の充実

- ・ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。
- ・ 児童生徒一人一人に自己の存在感や有用感を味わわせるとともに「いじめ は絶対に許されない」という学級づくりに努める。
- ・ 児童会・生徒会などによる主体的ないじめ問題への取組の充実を図る。

#### ○ 「児童生徒一人一人に自他の生命等を尊重する心情や 態度を育む」ための指導の徹底

- ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童生徒の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する心情や態度を育む。
- ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童生徒一人一人に「いじめは絶対に許されない」という心情や態度を育む。

#### ○ いじめの問題に関する実態把握

・ 無記名アンケートに基づき、個別相談を行い、児童生徒の思いを十分に受け止めるとともに、全教職員で情報を共有する。

#### ○ いじめについての相談体制の充実

- ・ 計画的な個別相談の実施や,担任,養護教諭,スクールカウンセラー等と の連携による教育相談の更なる充実に努める。
- ・ 24 時間電話相談「かごしま教育ホットライン24」や「SNS を活用した相談・ 通報」事業など、相談機関等の周知徹底を図る。

#### ○ いじめへの迅速な対応と関係機関及び外部人材の 連携の推進

- ・ 児童生徒や保護者の声に対して, 誠実に向き合うとともに, 迅速かつ的確 に対応する。
- 保護者と学校が一体となった取組を推進する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、関係機関等との連携を図る。(※【参考2】【参考3】を参照)

#### ○ いじめの問題の認知に関する教職員の共通理解

- ・ いじめの定義, いじめの態様, いじめの認知方法について, 十分な共通理 解を図る。
- ・ いじめられている児童生徒の切実な思いを、軽微と思われることでもしっかりとすくい上げ、教職員で情報を共有する。

#### ○ いじめの問題に関する教職員の資質向上

- ・ p. 22 に掲載している〈参考資料等(URL)〉を活用して、いじめを認知する方法やいじめが起きたときの対処法などに関する研修を行う。
  - スクールカウンセラーを活用したカウンセリングなどの研修を行い、教職員のいじめに関する実践的な対応力の向上を図る。
  - 県道徳教育研修会、県総合教育センター等におけるいじめの問題に関する 研修会を積極的に活用する。

# 早期発見・早期対

応

未然防止

#### 【参考1】

#### 各学校におけるいじめの問題への取組に関するチェックリスト

<平成29年10月県教委「鹿児島県いじめ防止基本方針」を元に作成>

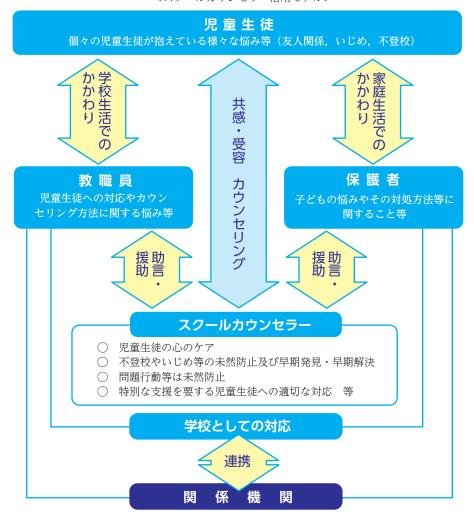
□ いじめの問題への取組の定期的な点検を行い、その評価を 行っているか。
□ 点検結果を全教職員で共有した上で、取組の改善につなげているか。
□ 児童生徒へのアンケート等の実施を行うとともに、日記等 の活用など日常の取組を推進しているか。
□ いじめへの対応に、一人では抱え込まないで学校全体の組織的対応としているか。
□ いじめを把握した時の保護者への連絡を適切に行っているか。
□ いじめを把握した時の教育委員会への連絡を迅速に行っているか。
□ 校長への報告・相談・連絡など、校長を中心とした一致協力体制の確立が図られているか。
□ 指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に関して、教職員間の適切な引継ぎ等が行われているか。
□ いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域 住民の理解を得るようにしているか。
□ いじめや暴力行為等に関して、学校と警察との円滑な連携 と情報共有が行われているか。
□ 学校いじめ防止基本方針を全職員で共通理解し、必要に応じて見直しを図っているか。
□ 学校のいじめ防止等の対策のための組織について、全職員で共通理解し機能しているか。

#### 【参考2】

#### スクールカウンセラーを活用しましょう。

スクールカウンセラーは、児童生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識や経験を有する専門職です。スクールカウンセラーは、不登校やいじめなど、児童生徒が抱える悩みについて、児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対する助言・援助を行います。また、教職員のカウンセリング能力等の向上を図る校内研修や、問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るために、教職員・保護者に対する助言・援助を行います。

<スクールカウンセラー活用モデル>



#### 【参考 3】

#### スクールソーシャルワーカーを活用しましょう。

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒一人一人のニーズに応じて支援を行う 社会福祉分野において援助する専門職です。具体的には、不登校やいじめ、虐待問題などの原因を児童生徒、保護者だけに求めるのではなく、本人を中心に本人をとりまく様々な環境とのつながりを重視し、教職員や心理的な支援を行うスクールカウンセラーなどの関係者との協働により、問題の改善・解決に向けて取り組みます。

<スクールソーシャルワーカー活用モデル>

#### 学校

#### 【校内体制づくり】

- ・校内チームの体制の構築
- 教職員のサポート
- ・教職員等への研修 等

#### 関係機関

児童相談所, 福祉事務所,

保健·医療機関,適応指導教室, 警察,家庭裁判所,保護観察所

等

#### 【関係機関との連携】

- ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 等

#### スクールソーシャルワーカー

つ な ぐ:関係者のネットワーク形成を行います。

ささえる:社会福祉援助の視点から関係調査を行い,

支援します。

つくる:行政や関係機関に働きかけ、地域でのサ

ポート体制を構築します。

問題行動等の背景にあ

る児童生徒が置かれた様々な環境への働き掛け

ケース会議の開催

不登校

暴力行為

家庭

いじめ

友

児童生徒

地 域

#### その他県教委の事業を活用しましょう。

- 生徒指導アドバイザー事業
  - ・生徒指導アドバイザー、臨床心理士等の派遣
- かごしま教育ホットライン 24
- 子供のこころの SOS 相談事業
  - · SNS を活用した相談・通報事業

#### 9 いじめの問題をはじめとする問題行動を起こす児童生徒に対する指導

#### 生徒指導の充実

#### 児童生徒理解ときめ細かな指導

学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。

#### 家庭・地域との連携

児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確に民たものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。

#### 警察との連携

校内での傷害事件をは じめ、犯罪行為の可能 性がある場合には、学 校だけで抱え込むこと なく、直ちに警察に通 報し、その協力を得て 対応する。

#### 生徒指導上の対応の行き過ぎ (懲戒・体罰) についての確認

- ① 体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為である。
- ② 教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当 化することは誤りであるという認識をもたなければならない。
- ③ 教員等と児童生徒,保護者の信頼関係の構築に努めるとともに,児童生徒や保護者が,体罰の 訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備する必要がある。
- ※ 【参考4】を参照

#### 他の児童生徒が安心して学べる環境を確保するために

#### 出席停止制度の活用

#### 警察との連携(※【参考5】を参照)

- ① 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、 日頃から規範意識を育む指導や細かな教育相談等を粘り強く行う。
- ② 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- ③ この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

#### 【参考4】

#### ◆ 体罰禁止の徹底について

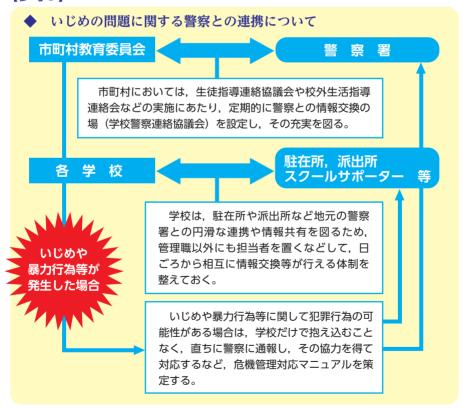
次の点を踏まえ、改めて全職員に体罰禁止の趣旨の周知徹底を図ること。

校及及び教員(以下「教職員」という。)は、元重生徒への指導に当たり、 いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦 痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である 体罰を行ってはいけない。

- (2) 教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければならないこと。
- (3) 教員等と児童生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備する必要があること。

<平成25年2月県教委「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」から抜粋>

#### 【参考5】



<平成25年2月県教委「いじめの問題の的確な対応に向けた警察との連携について(通知) から抜粋>

#### 10 「ネット上のいじめ」への対応

「ネット上のいじめ」とは、インターネット上の公共の掲示版や、児童生徒が独自に作成した掲示板や自己紹介サイトなどに、個人を特定した誹謗中傷を書き込んだり、カメラ等で撮影した他人の顔写真を無許可で掲載したりすることや、LINE等の無料通信アプリによる仲間はずれ等により、精神的な苦痛や不安を与えるものです。必要となる基本的な対応は、いじめ問題と同様ですが、その匿名性の高さや、時間・場所を選ばない点、解決の確認が難しい点などを考慮する必要があります。

#### 1 誹謗中傷等の削除方法

- (1) 問題となっている掲示板等の URL を記録し, 画面を印刷したり, デジタルカメラで撮影したりするなどして内容を保存する。
- (2) 掲示板等の管理者に、運用方針に沿って削除依頼をする。ただし、管理者によっては、依頼内容を公開したり、個人情報を悪用したりする場合もあるので注意が必要である。
- (3) 管理者が対応しない場合などは、インターネット接続業者に削除依頼をする。
- (4) 内容がエスカレートしたり、削除依頼をしても削除されなかったりする場合は、 警察への相談も合わせて対応・検討する。

#### 2 児童生徒,保護者への対応

- (1) 「ネット上のいじめ」により、命にかかわる深刻な問題が発生していることを教える。
- (2) スマートフォン等を利用する際のルール、マナーを指導する。
- (3) 情報モラルに関する指導を教育課程に位置づけ、計画的な取組を行う。
- (4) 親子で、スマートフォン等が本当に必要かどうか、家庭内のルール作りなどについて、きちんと話し合う。
- (5) スマートフォン等のインターネット機器には、 保護者の責任においてフィルタリングを必ず設定 するように啓発する。

#### 11 本県のいじめの状況

「児童生徒の問題行動·不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」から

#### (1) いじめの認知件数

(単位:件)

校種\年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小学校	3,228	3,935	3,509	5,436	7,794					
中学校	1,855	1,345	1,214	1,540	1,925					
高等学校	883	643	620	612	506					
特別支援学校	31	48	35	28	34					

「1 件でも多く発見, それらを解消する」よう指導してきてるところであり, いじめを認知した学校数が小中学校で大幅に増えたことが, 認知件数の増加につながった。

- ・ 学校の教職員等が発見する割合が増加している。
- ・ アンケート調査など学校の取組による発見の割合が高い。
- ・ 本人、保護者からの訴えが増加して おり、家庭等でのいじめに対する意識 が高くなってきていることが伺える。

#### (2) いじめの発見のきっかけ

(単位:件)

内容\年度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
担任	667	946	868	906	1,513					
担任以外	57	79	46	97	135					
養護教諭	22	29	14	39	42					
外部相談員	1	5	22	5	4					
アンケート調査	4,068	3,819	3,069	4,624	6,056					
本人からの訴え	829	665	964	1,146	1,516					
本人の保護者	215	270	243	480	674					
本人以外の児童生徒	84	113	86	232	217					
本人の保護者以外	40	37	60	77	81					
地域住民	7	1	2	1	1					
関係機関	6	4	4	8	11					
その他	1	3	0	1	9					
合 計	5,997	5,971	5,378	7,616	10,259					

#### < 参考資料等 (URL) >

☆ 鹿児島県いじめ防止基本方針

https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/ijime.html

☆ いじめ防止対策推進法

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1337219.htm

☆ いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学大臣)

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm

☆ いじめの重大事態に関するガイドライン (文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm

☆ 不登校重大事態に係る調査の指針 (文部科学大臣初等中等教育局)

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1368460.htm

☆ いじめ対策に係る事例集 (文部科学省初等中等教育局児童生徒課) https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1409466.htm

☆ 家庭(保管)用「いじめ対策リーフレット」

https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/netijime.html

☆ 保護者・教職員用「ネットいじめ対策リーフレット」

http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/glink12.html

☆ 生徒指導関係通知等

https://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/seitosidoukankeituuti.html

☆ 研究紀要(県総合教育センター)

http://www.edu.pref.kagoshima.jp/research/result/kiyou/top.html

- ☆「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集(学校教員向け)(文部科学省) https://www.mext.go.jp/b\_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf
- ☆「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」のマニュアル及びリーフレット (文部科学省) https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- ☆ 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/component/a\_menu/education/detail/\_\_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244\_01.pdf

☆ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 (改訂版) (文部科学省)

https://www.mext.go.jp/component/b\_menu/shingi/toushin/\_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863 02.pdf

☆ 生徒指導提要(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1404008.htm

☆ いじめの問題に対する施策(文部科学省初等中等教育局児童生徒課) https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

#### <主な相談機関の案内(令和2年3月現在)>

相談機関	電話番号	相談時間等	主な相談内容等
☆かごしま教育ホットライン 24	<b>3</b> 00120-783-574 <b>3</b> 00120-0-78310 099-294-2200	全 24 時間	いじめ・不登校・性格・行動, しつけ, 親子関係など子供に関 わる相談全般
☆県総合教育センター 教育相談課 (面談は要予約)	099-294-2200	月~金 8:30~17:00	いじめ・不登校等子供に関わ る相談
特別支援教育研修課 ( 面談は要予約 ) (鹿児島市宮之浦町 862)	099-294-2820	(祝日・年末年始を除く)	障害のある子供や学習面・行動 面につまずきのある子供の相談
☆ PTA すくすくライン (県 P T A 連合会)	099-251-0309	月~金 9:00~17:00 (祝日·年末年始を除く)	子育て期における家庭教育の 諸問題に関する相談
☆中央児童相談所(面談は要予約) (鹿児島市桜ヶ丘6丁目12)	099-264-3003	月~金(電話) 8:30~17:15 月~金(面談) 9:00~17:00 (祝日·年末年始を除く)	非行, いじめ, 養護, 不登校, しつけ, 里親に関することなど, 満 18 歳になるまでの子供につい
	099-275-4152 (子ども・家庭 110番)	月~金(電話) 9:00~22:00 (祝日·年末年始を除く)	てのあらゆる相談
☆大隅児童相談所(面談は要予約) (鹿屋市打馬2丁目16-6)	0994-43-7011	月~金 8:30~17:15	
☆大島児童相談所(面談は要予約) (奄美市名瀬小俣町20-2)	0997-53-6070	月~金 8:30~17:15	W. S.
☆県こども総合療育センター (鹿児島市桜ヶ丘6丁目12)	099-265-2400	月~金 8:30~17:00	概ね 15 歳までの子供に関する 心身の発達に関する診察と相談 (要予約)
☆県発達障害者支援センター (面談は要予約) (鹿児島市桜ヶ丘6丁目12)	099-264-3720	月~金 8:30~17:00	発達障害児(者)についての ライフステージに応じた相談
☆県精神保健福祉センター (面談は要予約) ハートピアかごしま2F 鹿児島市小野1丁目1-1	099-218-4755	月〜金(電話) 8:30〜17:00 月・木(面談) 9:00〜12:00	精神保健及び精神障害者の 福祉に関する相談 面談:月(再診) 面談:木(新規)要予約
思春期相談(要予約)	099-218-4755	第3週の水(面談) 9:00~12:00	思春期のこころの相談
☆精神保健福祉協議会 (こころの電話)	099-228-9566 099-228-9567	月~金 9:00~12:00 13:00~16:30 <sup>(祝日·年末年始を除く)</sup>	県民すべての悩みに関する相 談や関係機関の紹介
☆かごしま子ども・若者総合相談センター (面談は要予約) 県青少年会館2 F 鹿児島市鴨池新町1 − 8 ホームページ:http://www.soudancenter-k.com/	099-257-8230	火~日 10:00~17:00 (月·年末年始を除く)	不登校, ひきこもり, ニート, フリーターなどへの相談対応や 関係機関・団体の紹介など
☆少年サポートセンター (ヤングテレホン)	の99-252-7867 kp-youngmail@police. pref.kagoshima.jp	月~金 8:30~17:15 (祝日·年末年始を除く)	子どもが被害に遭った,学級 でいじめられている,家出を繰 り返すなど,少年に関する悩み 事等についての相談
☆18 歳までの子どもがかける電話 チャイルドライン (子ども専用) 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター	<b>∞</b> 0120-99-7777	月~日 16:00~21:00	18歳までの子供がかけられる 電話子供の声を受け止める電話
☆鹿児島いのちの電話	099-250-7000	全 24 時間	孤独の中にあって助けや慰め や励ましを求めている一人一人 に,よき隣人として電話を通し て援助する。
☆子どもの人権110番 (鹿児島地方法務局)	<b>∞</b> 0120-007-110	月~金 8:30~17:15 <sup>(祝日·年末年始を除く)</sup>	子供の人権に関する相談

